

# 【旧】

## 習志野市建設工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、もって工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定並びに指導及び育成を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、習志野市建設工事検査実施要綱（昭和44年10月訓令甲第5号）第2条に定める用語の定義による。

### (評定の対象)

第3条 評定は、請負金額が130万円を超える建設工事について行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定者は、総括監督員、主任監督員及び検査員とする。

### (評定の時期)

第5条 評定の時期は、検査員にあっては完成検査及び出来形検査の時とし、主任監督員及び総括監督員にあっては、工事の完成の時とする。

2 主任監督員及び総括監督員は、評定結果及び所見等を工事成績評定表（完成・出来形）（別記第1号様式）に記載し、完成検査を実施する7日前までに工事検査担当課に提出するものとする。

### (評定方法)

第6条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績評定表（完成・出来形）により行うものとする。

3 評定は、考查項目別運用表（小規模工事）（別紙-1）、考查項目別運用表（標準）（別紙-2）又は考查項目別運用表（公共建築工事）（別紙-3）に基づき、工事成績評定に関する留意事項（別紙-4）及び「施工プロセス」チェックリスト（別紙-5）を考慮した上で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり行うものとする。

# 【新】

## 習志野市建設工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、もって工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定並びに指導及び育成を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、習志野市建設工事検査実施要綱（昭和44年10月訓令甲第5号）第2条に定める用語の定義による。

### (評定の対象)

第3条 評定は、請負金額が130万円を超える建設工事について行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定は、総括監督員、主任監督員及び検査員の3名で行わなければならない。ただし、総括監督員が不在の場合は主任監督員がこれを代理して評定し、主任監督員が不在の場合には監督員がこれを代理して評定することができる。

### (評定の時期等)

第5条 評定の時期は、完成検査及び出来形検査の時とする。

2 主任監督員及び総括監督員は、評定結果及び所見等を工事成績評定表（完成・出来形）（別記第1号様式）に記載し、完成検査を実施する7日前までに工事検査担当課に提出するものとする。

### (評定方法)

第6条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績評定表（完成・出来形）（別記第1号様式）及び細目別評定点採点表（別記第1号様式の2）により行うものとする。

3 評定は、考查項目別運用表（小規模工事）（別紙-1）、考查項目別運用表（標準）（別紙-2）又は考查項目別運用表（公共建築工事）（別紙-3）に基づき、工事成績評定に関する留意事項（別紙-4）及び「施工プロセス」チェックリスト（別紙-5）を考慮した上で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり行うものとする。

## 【旧】

- (1) 土木工事等（土木工事及び土木工事に付帯する設備工事等）の評定 請負金額が100万円未満の工事については考査項目別運用表（小規模工事）を、請負金額が1000万円以上の工事については考査項目別運用表（標準）を用いて各考査項目の評定を行う。
- (2) 建築工事等（建築工事及び建築工事に付帯する設備工事等）の評定 考査項目別運用表（公共建築工事）を用いて各考査項目の評定を行う。
- 4 工事における創意工夫及び社会性等については、受注者は当該工事における実施状況を創意工夫・社会性等に関する実施状況（別紙－6）を提出することができるものとする。

### （採点方法）

第7条 工事成績の採点は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 評定点は、65点に各考査項目の加減点より算出し、評定点計は以下の方法により算出する。  
ア 出来形検査がなかった場合 主任監督員の評定点×0.4+総括監督員の評定点×0.2+検査員の評定点×0.4=評定点計  
イ 出来形検査を実施した場合 主任監督員の評定点×0.4+総括監督員の評定点×0.2+検査員の出来形検査の評定点×0.2+検査員の完成検査の評定点×0.2=評定点計
- (2) 出来形検査を2回以上実施した場合の検査員の評定点は、平均値で算出する。
- (3) 評定点合計は整数（小数第1位を四捨五入）とする。
- (4) 手直しを指示した場合、手直し前の状態で採点し、手直し後の評定は行わないものとする。
- (5) 所見は、評定者全員が必ず記入するものとする。

### （評定結果の受注者への通知）

第8条 工事検査担当課長は、完成検査終了後工事成績評定通知書（別記第2号様式）及び項目別評定表（別記第3号様式）を工事担当課に送付し、工事担当課から受注者に通知するものとする。

### （成績評定点の修正）

第9条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等による瑕疵が判明したとき、又は当該評定を修正する必要があるときは、成績評定点を修正しその結果を当該工事の受注者に工事成績評定修正通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

### （説明請求）

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内（「休日を含む。」）に工事成績評定の説明請求書（別記第5号様式）により、市長に評定の内容について説明を求めるものとする。

## 【新】

- (1) 土木工事等（土木工事及び土木工事に付帯する設備工事等）の評定 請負金額が100万円未満の工事については考査項目別運用表（小規模工事）を、請負金額が1000万円以上の工事については考査項目別運用表（標準）を用いて各考査項目の評定を行う。
- (2) 建築工事等（建築工事及び建築工事に付帯する設備工事等）の評定 考査項目別運用表（公共建築工事）を用いて各考査項目の評定を行う。
- 4 工事における創意工夫及び社会性等については、受注者は当該工事における実施状況を創意工夫・社会性等に関する実施状況（別紙－6）を提出することができるものとする。

### （採点方法）

第7条 工事成績の採点は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 評定点は、65点に各考査項目の加減点より算出し、評定点計は以下の方法により算出する。  
ア 出来形検査がなかった場合 主任監督員の評定点×0.4+総括監督員の評定点×0.2+検査員の評定点×0.4=評定点計  
イ 出来形検査を実施した場合 主任監督員の評定点×0.4+総括監督員の評定点×0.2+検査員の出来形検査の評定点×0.2+検査員の完成検査の評定点×0.2=評定点計
- (2) 出来形検査を2回以上実施した場合の検査員の評定点は、平均値で算出する。
- (3) 評定点合計は整数（小数第1位を四捨五入）とする。
- (4) 手直しを指示した場合、手直し前の状態で採点し、手直し後の評定は行わないものとする。
- (5) 所見は、評定者全員が必ず記入するものとする。

### （評定結果の受注者への通知）

第8条 工事検査担当課長は、完成検査終了後工事成績評定通知書（別記第2号様式）及び項目別評定表（別記第3号様式）を工事担当課に送付し、工事担当課から受注者に通知するものとする。

### （成績評定点の修正）

第9条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等による瑕疵が判明したとき、又は当該評定を修正する必要があるときは、成績評定点を修正しその結果を当該工事の受注者に工事成績評定修正通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

### （説明請求）

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内（「休日を含む。」）に工事成績評定の説明請求書（別記第5号様式）により、市長に評定の内容について説明を求めるものとする。

## 【旧】

## 【新】

### (説明請求書の提出)

第11条 前条の請求書の提出先は、工事検査担当課とする。

### (説明請求に対する回答)

第12条 市長は、第10条の請求書が提出されたときは、工事成績評定の説明請求に対する回答書（別記第6号様式）により速やかに回答するものとする。

### (報告)

第13条 工事検査担当課長は、毎年度終了後に1年間の評定の結果を市長に報告しなければならない。

### (補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、昭和47年度建設工事から適用する。

附 則 昭和60年 4月 一部改正

附 則 平成 2年 4月 一部改正

附 則 平成 3年10月 一部改正

附 則 平成21年 4月 一部改正

附 則 平成23年 4月 一部改正

附 則 平成28年 4月 一部改正

### (説明請求書の提出)

第11条 前条の請求書の提出先は、工事検査担当課とする。

### (説明請求に対する回答)

第12条 市長は、第10条の請求書が提出されたときは、工事成績評定の説明請求に対する回答書（別記第6号様式）により速やかに回答するものとする。

### (報告)

第13条 工事検査担当課長は、毎年度終了後に1年間の評定の結果を市長に報告しなければならない。

### (補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、昭和47年度建設工事から適用する。

附 則 昭和60年4月 一部改正

附 則 平成2年4月 一部改正

附 則 平成3年10月 一部改正

附 則 平成21年4月 一部改正

附 則 平成23年4月 一部改正

附 則 平成28年4月 一部改正

附 則 令和4年12月 一部改正

別記第1号様式

工事成績評定表(完成・出来形)

成 作 目 月 年

刑記第1号様式

形來出：成評足表元

※1. 各検査項目ごとの採点は、検査員の評価によるものとし、検査員の評価に先立ち主任監督員・総括監督員が評価を行う。

※2. 評定点 = 65 点 + (1～3 の評定(加減点合計)) + (4～6 の評定(加減点合計))

※3. 「4. 工事特性」、「5. 創意工夫」、「6. 社会性等」は加点評価である。また、「7. 法令遵守等」は、減点評価である。(検査項目別適用表を用いて評価する)

※4. 工事特性は、該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対処したことを斟酌する

## 細目別評定点採点表

工事番号:

工事名:

出来形評価

項目履行確認

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員(既済・中間)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9$					3.3
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点				0.0 %
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.9$	$\times 0.2 + 3.2$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	4.1
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$= 3.2$ 点	$= 3.2$ 点	$= 6.5$ 点	13.0
III. 安全対策	I. 安全対策	$\times 0.4 + 2.9$	$\times 0.2 + 3.3$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	0.0 %
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$= 2.9$ 点	$= 2.9$ 点	$= 6.5$ 点	13.0
4. 工事特性	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.8$		$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	0.0 %
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.8$ 点	$= 2.9$ 点	$= 6.5$ 点	$= 6.5$ 点	14.9
5. 創意工夫	I. 创意工夫	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	0.0 %
	II. 施工条件等への対応			$= 3.3$ 点	$= 3.3$ 点	$= 6.5$ 点	17.4
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			$\times 0.2 + 3.2$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	0.0 %
	II. 法令遵守等			$\times 1.0$	$= 3.2$ 点	$= 6.5$ 点	8.5
7. 法令遵守等				$= 0$ 点			0.0 %
							7.3
8. 総合評価							100点

8. 総合評価  
項目履行確認※1 出来形検査があつた場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) * 0.5 + \text{④} * 0.5 = \text{細目別評定点}$  (出来形検査が2回以上の場合は③を平均する)※2 出来形検査がなかつた場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{⑤}) = \text{細目別評定点}$  得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※3 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は「不履行」を選択する。

第1号様式の2

工事番号:

細目別評定点採点表

工事名:

出来形評価

項目履行確認

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員(既済・中間)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点				3.3
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点				0.0 %
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	4.1
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$= 3.2$ 点	$= 3.2$ 点	$= 6.5$ 点	13.0
III. 安全対策	I. 安全対策	$\times 0.4 + 2.9$	$\times 0.2 + 3.3$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	0.0 %
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$= 3.3$ 点	$= 3.3$ 点	$= 6.5$ 点	8.1
4. 工事特性	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.8$	$= 2.8$ 点	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	0.0 %
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$= 6.5$ 点	$= 6.5$ 点	$= 6.5$ 点	17.4
5. 創意工夫	I. 创意工夫	$\times 0.4 + 2.9$	$= 2.9$ 点	$= 3.3$ 点	$= 3.3$ 点	$= 6.5$ 点	8.5
	II. 施工条件等への対応						7.3
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			$\times 0.2 + 3.2$	$\times 0.4 + 6.5$	$\times 0.4 + 6.5$	0.0 %
	II. 法令遵守等			$\times 1.0$	$= 3.2$ 点	$= 6.5$ 点	5.2
8. 総合評価							100点

8. 総合評価  
項目履行確認※1 出来形検査があつた場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{③}) * 0.5 + \text{④} * 0.5 = \text{細目別評定点}$  (出来形検査が2回以上の場合は③を平均する)※2 出来形検査がなかつた場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{⑤}) = \text{細目別評定点}$  得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※3 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は「不履行」を選択する。

【旧】

【新】

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

習志野市長

(公印省略)

## 工事成績評定通知書

建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

記

工事名			
工事場所			
請負金額	円		
契約工期	着工 完成	年 月 日 年 月 日	
検査日		年 月 日	
工事担当課		検査員	
監督員		評定点	
総合評価項目 履行確認	履行・不履行・対象外		
備考			

※この通知に質疑があるときは、この通知を受けた日から14日以内に、  
市長に説明を求めるることができます。

第2号様式

第 号  
年 月 日

様

習志野市長

(公印省略)

## 工事成績評定通知書

習志野市建設工事成績評定要領第8条に基づき評定した結果を通知します。

記

工事名			
工事場所			
請負金額			
契約工期	着工 完成	年 月 日 年 月 日	
検査日		年 月 日	
工事担当課		検査員	
監督員		評定点	
総合評価項目 履行確認	履行・不履行・対象外		
備考			

※この通知に質疑があるときは、この通知を受けた日から14日以内に、  
市長に説明を求めるすることができます。

【旧】

【新】

第3号様式

## 項目別評定表

工事番号:

工事名:

考査項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I.施工体制一般	/ 3.3点
	II.配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I.施工管理	/ 13.0点
	II.工程管理	/ 8.1点
	III.安全対策	/ 8.8点
	IV.対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	/ 14.9点
	II.品質	/ 17.4点
	III.出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点	
	総合評価項目不履行による減点	
評定点合計		/ 100点

注) 端数処理の関係で考査項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

第3号様式

## 項目別評定表

工事番号:

工事名:

考査項目	細別	評定点 / 満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.3点
	II 配置技術者	/ 4.1点
2 施工状況	I 施工管理	/ 13.0点
	II 工程管理	/ 8.1点
	III 安全対策	/ 8.8点
	IV 対外関係	/ 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 14.9点
	II 品質	/ 17.4点
	III 出来ばえ	/ 8.5点
4 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3点
5 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点
6 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2点
7 法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点	
	総合評価項目不履行による減点	
評定点合計		/ 100点

注) 端数処理の関係で考査項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

【旧】

第4号様式【評定点が修正された場合の書式】

第 号  
年 月 日

様

習志野市長

(公印省略)

## 工事成績評定修正通知書

建設工事成績評定要領に基づき再度評定した結果を通知いたします。

記

工事名	
工事場所	
請負金額	円
契約工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
完成検査日	年 月 日
当初評定点	点
修正評定点	点
備考	

【新】

第4号様式【評定点が修正された場合の書式】

第 号  
年 月 日

様

習志野市長

(公印省略)

## 工事成績評定修正通知書

習志野市建設工事成績評定要領第9条に基づき再度評定した結果を通知します。

記

工事名	
工事場所	
請負金額	
契約工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
完成検査日	年 月 日
当初評定点	点
修正評定点	点
備考	

【旧】

【新】

第5号様式

第5号様式

第  
年  
月  
日  
号

年　月　日

習志野市長

宛て

習志野市長　　あて

説明請求者名

説明請求者名

㊞

## 工事成績評定の説明請求書

年　月　日付けにて通知がありました工事成績評定通知書について、  
習志野市建設工事成績評定要領第10条に基づき下記のとおり説明請求します。

年　月　日付けにて通知がありました工事成績評定通知書について、下記の  
通り説明請求いたします。

記

1 工事名 \_\_\_\_\_

2 工事成績評定点

工事成績評定通知書(　年　月　日 第　号)による評定点

1. 工事名

記

2. 工事成績評定点

工事成績評定通知書(　年　月　日 第　号)による評定点  
点

(評定点が修正された場合)

工事成績評定修正通知書(　年　月　日 第　号)による修正評定点  
点

3. 請求内容

(評定点が修正された場合)

工事成績評定修正通知書(　年　月　日 第　号)による修正評定点

3 請求内容

【旧】

【新】

第6号様式

第 号  
年 月 日

様

習志野市長

(公印省略)

工事成績評定の説明請求に対する回答書

年 月 日付けにて説明請求がありました工事成績評定について、下記の通り回答いたします。

記

1. 工事名

2. 工事成績評定点

工事成績評定通知書( 年 月 日 第 号)による評定点

点

(評定点が修正された場合)

工事成績評定修正通知書( 年 月 日 第 号)による修正評定点

点

3. 説明事由

第6号様式

第 号  
年 月 日

様

習志野市長

(公印省略)

## 工事成績評定の説明請求に対する回答書

年 月 日付けにて説明請求がありました工事成績評定について、習志野市建設工事成績評定要領第12条に基づき下記のとおり回答します。

記

1. 工事名 \_\_\_\_\_

2. 工事成績評定点

工事成績評定通知書( 年 月 日 第 号)による評定点

点

(評定点が修正された場合)

工事成績評定修正通知書( 年 月 日 第 号)による修正評定点

点

3. 説明事由